昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成22年4月15日発行第400号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

4
2010

間々田八幡公園（小山市）

Index

1　貢献
2　400号記念特集
5　業務特集　自動車関連業務について
7　栃木県行政書士会カレンダー（5月）
8　日行連だより
9　業務連絡
14　おじゃましま～す！
15　支局かわら版（日光支局）
16　支局情報（那須）
　　木もれび
17　登録事前相談会開催
18　各研究会活動報告
19　研修会のお知らせ
20　会員の動き

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

総務部長　毛塚勝行

私たちは何のために行政書士になったのでしょうか？　行政書士倫理綱領の中の一文に、「行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。」まさに、この一文に尽きるのではないでしょうか。私たち一人一人がその使命を果たさんと日夜努力しているからこそ、行政書士の存在価値があるのではないでしょうか。私が行政書士登録・入会の際には、この倫理綱領も事務所に掲額することが事務所設置条件でした。事務所で執務する際にはいやがうえにも行政書士倫理綱領が目に飛び込んできます。会員の皆様も倫理綱領を事務所に掲額してみてはいかがでしょうか。事務所の雰囲気が、精神的にも引き締まることでしょう。爾来、私は行政書士としてまた個人としてそのように行動してきたと自負しております。そのためか、現在は、市や商工会議所から委員の委嘱を受け、民生委員、自治会役員、ついにはＰＴＡ会長まで引き受けてしまうという事態になってしまいました。私は頼まれると断れないという困った性分ですから、仕事の半分は社会的貢献活動に費やされています。昔はそれらの役職は名誉職であったそうですが、今は本当のボランティア活動です。ただ、これらの活動は、特に独善的になってはいけませんので、常に仲間との話し合いの機会を設けています。その話し合いに際して思うことは、各々が本当に熱い気概を持って活動に取り組んでいることです。「子供の明るい未来」「高齢者が安心して生活する」「産業発展に寄与する」「市の発展」のために、活動の目的はそれぞれです。また、それぞれの活動を推し進めていくと、しばしば、行政等と対峙することがあります。行政の一組織では解決できない問題が生じたときです。こんなときにこそ、行政書士業務に関する知識が生かされます。なぜなら、われわれは行政手続きのスペシャリストだからです。逆に、行政にアドバイスすることが可能な博識を業務経験にて培ってきたからです。今巷では当会を含めた公益法人のあり方が「事業仕分け」作業により取り沙汰されております。これは当に公益或いは公共益に資する活動、すなわち、社会貢献活動をしていない法人または団体を無くすことが作業目的です。当会として、はじめから、社会に資することを目的とした慈善事業のような直接的社会貢献を行うことは少ないかもしれません。しかし、会員一人一人の日常業務を通しての結果的な社会問題の是正活動は、間接的に当会の社会貢献活動につながります。「貢献」に関するテーマの原稿の末筆にては失礼ながら、会員の皆様、行政書士倫理綱領を是非ご再読していただきますようお願い申し上げます。

特集

行政とちぎ400号記念

行政とちぎ発行に携わっている
現在の支局長のみなさんです。

継続は力なり

鹿沼支局長　山ノ井一男

創刊から、３３年以上も続いている毎月の発行、これを続けてこられた、関係者の皆様のお力には、頭が下がる思いです。

私は、行政書士になってから、１０年には未足りませんが、この間「行政とちぎ」のお世話になって、業務が遂行出来たことに、感謝をしております。

また、支局長になってからは、数年になりますが、この間に、発刊に関して二度の、苦い思い出があります。

その一つは、２００７年の１２月に、長年にわたって、広報に尽力されました、新井紀代広報部長が急逝されたことでした。

新井部長の功績については、皆様ご存知のとおりでありますが、あまりにも大きな影響力に、今後どうなるのかと、一抹の不安さえ感じました。

二つ目は、２００８年５月号の発行が、勤務条件など、諸般の事情により、危ぶまれたことでした。

しかし関係者の努力で、何とかそれを乗り越えることが出来ましたのも、「継続は力であり」まさに、協力の賜物であると、安心いたしました。

今後も、末長く続けて、発刊できることを、お願いいたします。

那須支局長　冨田倫子

行政書士登録後数か月の時に、「支局長」のお話しをいただいてから、もう３年が経とうとしています。行政書士としては何もかもが初めてという状況で、「支局長」が、どんなものかも分からぬままお引き受けしてしまったものですから、最初に「行政とちぎ」の記事を書いた時には、文章を書くというのはこんなに大変なことだったのかと、その難しさを痛感しました。今も、どんな短い記事であっても、その文章を書くことには大変苦労しております。

しかし、その「行政とちぎ」が４００号になるということを知り、その重みを感じるとともに、創刊されてから現在に至るまで、１号１号丁寧に作られてきた「行政とちぎ」の一部に関われたことを嬉しく思います。

今後も、支部や地域の情報を始め、皆様に読んで頂けるような記事を作成していきたいと思います。

小山支局長　作道みゆき

支局長となり、広報に携わるようになって早や１年。４００号という記念すべき会報の発行に携われることに感謝し、今まで会報を支えてくださった方々の努力を深く感じております。入会当時、何の情報もなかった私にとってこの「行政とちぎ」は、業務の情報や研修会の予定だけでなく、会員一人ひとりの顔が見えるような活気ある支局情報を掲載しており、私自身大変助けられた思い出があります。これからは、一般の方にも興味を持っていただける「行政とちぎ」を目指し、身近で役立つ情報を発信していきたいと思います。

芳賀支局長　柳　知明

「行政とちぎ」が創刊以来、月１回発行だとすると、創刊号発行は３３年程度前ってことになるのでしょうか。私が３歳くらいの時から、行政とちぎの歴史は始まったんですね。当然ながら、当時の私が、「行政書士制度」の存在を知るはずもありません。

それから２０年弱が経過した、大学在学中に、行政書士制度の存在を知るも、興味なし。就職してから「なんとなく」受験をし、合格したら最後、嫁に追い立てられるように「仕方なく」独立します。

当時、私は勤務先のサービス残業に追われ、一人で育児を余儀なくされた嫁は、私が会社を辞め、行政書士として独立すれば、私に、家事育児の時間ができると考えたようですが・・・。

もともと、小売業だった私は、それがお客さんにはおそらく幸い、嫁にはおそらく災いして、土日昼夜問わずに、業務に励んでしまいます。

試験に合格し、会に登録すれば、紙とペン、できればパソコンがあれば、収入が上げられる、というのは、まさに、行政とちぎの歴史とともに、諸先輩方が頑張ってこられたからだと、感謝せずにはいられません。

私も諸先輩方のように、この制度を守り、盛りたてられるように、紙とペンさえあれば、とばかり言わずに、多くの方に信頼されるよう、知識と、人間性を磨いていきたいと思います。

塩那支局長　長谷川久夫

私が行政書士会に入会したのは、平成元年５月。当時は「栃木県行政新報」という名の月刊広報誌でＢ４版４ページでした。その翌６月号の新入会員紹介欄には私の初々しい？顔写真も載っている第１５０号が手元にあります。

隣県で書士業をやっている知人のところの広報誌は、隔月発行だということですので、毎月記事を集めて編集し発行している「行政とちぎ」担当者の方々の苦労は、並みではないと推察できます。担当する方々は変わっても４００号まで休刊することなく続けていることは、栃木県行政書士会の自慢できることではないでしょうか。

よりよい「行政とちぎ」のために塩那支部の情報提供で微力ながら協力していきたいと改めて思っています。

佐野支局長　江藤正巳

４００号達成おめでとうございます。これまで行政とちぎ発行のためにたくさんの方々の苦労があったことでしょう。入会当初より業務の情報や同業者の事務所紹介記事、研修案内記事など読んでいました。実務に役立つ情報があり、かなり助かりました。

私は取材という経験もなくて、初めのころはいろいろと悩みました。たくさんの方が読んでいるので、どのくらいの情報を掲載していいのか、記事の内容や表現に問題はないかと考えこんでしまいます。今でもトラブルのないように取材先に一度チェックしてもらっています。

今後も支局長として微力ながらお手伝いしていきたいと思います。地元、佐野市の観光スポットや名所を紹介していきますのでよろしくお願いします。

日光支局長　杉山　茂

こんにちわ、日光支部支局長の杉山です。

まずは「行政とちぎ」発刊４００号おめでとうございます。このような記念すべきときに執筆させていただく機会をいただいたことをうれしく、また光栄に思います。４００号と申しますとかれこれ３０年以上続いているのでしょうか。実に歴史と重みを感じるところです。この「行政とちぎ」小冊子でありながら、近年のめまぐるしいまでの法律改正に対する対応、そして直接業務に反映する情報提供、反面仕事の合間に息抜きとして気楽に読める「こもれび」や「支部会員紹介」など多くの話題で編集されております。きっと毎回楽しみにしている会員も多くおられるのではないでしょうか。これからも次回５００号記念となるまでさらなる充実を図るため私も微力ながら、皆さんに興味を持っていただけるような記事を書けるように頑張りたいと思っています。最後にいつも時間ぎりぎりまで編集に苦慮されている発行担当の方に敬意を払いたいと思います。

足利支局長　木村　昇

４００号を迎えるにあたり執筆できること光栄に思います。創刊号から４００号にいたるまで編集・執筆に携われた諸先輩のご努力・ご苦労を察するに敬意を感じずにはいられません。

一般論ですが、伝統を有するものは必ず､変わらなければならないこと、変えてはならないことを内包しています。一見、矛盾しているようですが、前者は時代の進歩・環境の変化などに適応しようと取り組む姿勢であり、後者は理念・伝統芸などです。日進月歩の現代、両者のバランスを常に念頭に置くことが伝統の中に在る者の務めではないかと思います。

５００号・６００号・・・・を迎える頃にはどんな時代になっているのでしょうか、「行政とちぎ」も３Ｄで見られるようになっているのでしょうか、しかし情報技術がどんなに進歩しようが、紙の文化は無くしてはいけないと思います。

栃木支局長　白石博章

昨年支局長となり、いくつか記事を書かせていただきましたが、慣れないせいか、はたまた稚拙な文章力のせいか、ひとつの記事を書き上げるのにも、四苦八苦しています。また記事の内容によっては取材が必要となり、会員以外の方の協力を仰がなければならないこともあります。そうした様々な苦労（私だけかも？）を経て、やっと１つの記事が出来上がります。それら１つ１つの記事が集まって、１冊の行政とちぎが出来上がるのですから、その積み重ねが４００回続いたことを考えると、関係者の方々のご労苦に対しては、ただただ頭が下がる思いです。

原稿の一部を担当する者として、これからも「毎回手元に届くのが楽しみ」と思っていただけるように、額に汗をかきつつも、誌面作りのお手伝いができればと考えています。

宇都宮支局長　遠藤美代子

「行政とちぎ」４００号達成おめでとうございます。ひとえに携わってこられた先輩方の熱意と地道な努力の賜物かと思います。入会時から毎月届けられたこの広報紙に、多くの情報を頂き、元気を頂いた者としても本当に嬉しく思います。

実は昨年、支局長のお話を頂き、自信もないのに努力が必要かと思い､引き受けてしまいました。が、直後に目にしたのが「断る力」勝間和代著。間違った選択をしてしまったと落ち込みました。以来、支局長としての大役に責任を感じながら、慣れない文章と格闘しております。

こんな勘違いの多い私ですが、少しでも皆さまに近づけるように頑張りたいと思っています。貴重な機会を頂けた事に感謝します。

業務特集

自動車関係業務について

専門業務特別指導員
鈴木康夫

自動車関係の業務を大別すると、自動車の登録に関する事と自動車運送事業に関する事の二つに分けられます。今回は自動車の登録について記します。

土地・建物の不動産に一般に権利証と言われる不動産登記済証が有るように自動車にもその権利を証する自動車検査済証が有ります。その権利の移動を行うのが自動車登録業務です。

例えば、家を引っ越して住所が変わったら住民票の異動届をしますが、自動車に関しても住所の変更の手続きが必要ですし、結婚して姓が変わった場合も同様です。

また、自動車の所有者が死亡した場合も相続の手続きが必要となります。当然、自動車の売買があり所有者の名義が変わった場合も移転の手続きが必要です。これは１５日以内に行うよう法律（道路運送車両法）で義務付けられています。此れを怠ると罰金が課せられることも有ります。

登録内容の変更を忘れてしまうと、盗難や事故の時に所有者や使用者の確認が遅れたり、リコールの案内（車の欠陥に関する重要な通知）・税金や保険の知らせが届かなく、前の所有者に届けられトラブルの原因となったりするという支障が生じる恐れも有ります。

そこで今回は、自動車の種類も登録自動車・軽自動車・小型二輪車・軽二輪車と４種類有りますが、以下登録自動車の手続きについて述べます。

新車・中古車でナンバープレートのついていない車を購入した場合

申請に必要な書類

① 新規登録・新規検査申請書（ＯＣＲシート第１号、第２号様式・所有者本人が直接申請する場合は実印を押印）
② 手数料納付書
③ 完成検査終了証（型式指定自動車（新車）に限り発行後９ヶ月以内のもの）
④ 一時抹消登録証明書（以前に登録したことのある車）
⑤ 自動車通関証明書等（輸入をしてから登録をしていない車）
⑥ 自動車予備検査証（交付を受けた時）
⑦ 譲渡証明書（所有者が変わらないときは不要）
⑧ 印鑑証明書（所有者のもので、発行後３ヶ月以内のもの）
⑨ 印鑑（所有者が直接申請するときは印鑑証明書の印鑑（実印））
⑩ 委任状（代理人による申請の場合、所有者は実印を押印。使用者は記名、押印または署名）
⑪ 自動車保管場所証明書（証明の日から概ね１ヶ月以内で新たに使用者となる者が申請したもの（適用地域のみ必要）
⑫ 使用者の住所を証する書面（使用者と所有者が異なる場合）
［例］住民票、印鑑証明書、その他官公署が発行する住所を証する書面または、それらの写し（発行後３ヶ月以内のもの）
⑬ 自動車検査票
⑭ 点検整備記録簿
⑮ 保安基準適合証（指定自動車整備事業者が整備し検査した場合）
⑯ 自動車重量税納付書
⑰ 自動車損害賠償責任保険証明書（検査証の有効期間をカバーするだけの期間）
⑱ 自動車税・自動車取得税申告書
自動車税･･･翌月分よりの月割課税となります。
自動車取得税･･･車種により納付額が異なります。
（自動車税・自動車取得税については、管轄の自動車税事務所等へお問い合わせ下さい）

車を売買などした場合

申請に必要な書類

① 移転登録申請書・自動車検査証記入申請書（ＯＣＲシート第１号、専用第２号様式・新旧所有者本人が直接申請する場合は実印を押印）

② 手数料納付書
③ 譲渡証明書（旧所有者の実印を押印）
④ 印鑑証明書（新・旧所有者のもので、発行後３ヶ月以内のもの）
⑤ 印鑑（新・旧所有者が直接申請するときは印鑑証明書の印鑑（実印））
⑥ 委任状（代理人による申請の場合、新旧所有者は実印を押印。使用者は記名、押印または署名）
⑦ 自動車検査証(有効期間のあるもの)
⑧ 自動車保管場所証明書（証明の日から概ね１ヶ月以内で新たに使用者となる者が申請したもの（適用地域のみ必要））
⑨ 使用者の住所を証する書面（使用者と所有者が異なる場合）
［例］住民票、印鑑証明書、その他官公署が発行する住所を証する書面または、それらの写し（発行後３ヶ月以内のもの）
⑩ 自動車損害賠償責任保険証明書
⑪ 自動車税・自動車取得税申告書（自動車取得税は車種により課税対象となります）
（自動車税・自動車取得税については、管轄の自動車税事務所等へお問い合わせ下さい）

注意事項
◎ 自動車検査証に記載してある旧所有者の住所・氏名等が、印鑑証明書と相違する場合は、その変更の関連性を証する書類（住民票等）が必要です。
◎ 他の管轄の運輸支局等から転入した場合は、ナンバーが変わりますので、くるまが必要となります。
◎ 自動車損害賠償責任保険は登録手続終了後、保険会社に届出て氏名等の変更の手続きをしてください。
◎ 売買による名義変更以外（たとえば相続等）の場合は、その取扱が異なります。
◎ 未成年者の取扱は異なります。
◎ 旧所有者・旧使用者は、現在の車検証の記載の方となります。

住所・氏名・使用本拠の位置などを変更した場合

申請に必要な書類
① 変更登録申請書・自動車検査証記入申請書（ＯＣＲシート第１号、第２号、専用１号様式・所有者本人が申請する場合は押印。使用者は記名、押印または署名）
② 手数料納付書
③ 変更の事実を証する書面（住民票・戸籍謄（抄）本、登記簿の謄（抄）本、登録原票記載事項証明書等（新旧の変更事項が記録されたもの））
④ 使用者の住所を証する書面（使用者を変更した場合）
［例］住民票、印鑑証明書、その他官公署が発行する住所を証明する書面または、それらの写し（発行後３ヶ月以内のもの）
⑤ 印鑑（本人が直接申請するときは本人の印鑑）
⑥ 委任状（代理人による申請の場合、所有者は押印。使用者は記名、押印または署名）
⑦ 自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置（使用者の住所）を変更した場合、証明の日から概ね１ヶ月以内で使用者が申請したもの（適用地域のみ必要））
⑧ 自動車検査証
⑨ 自動車損害賠償責任保険証明書（使用者が変わらないときは不要）
⑩ 自動車税・自動車取得税申告書（自動車取得税は使用者の変更をする場合に車種により課税対象となります）

注意事項
◎ 他の管轄の運輸支局等から転入した場合は、ナンバーが変わりますので、くるまが必要となります。
◎ 自動車損害賠償責任保険は登録手続終了後、保険会社に届出て変更の手続きをしてください。

栃木県行政書士会カレンダー（5月）

日		予　定	時　間	主　催
10	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
11	火	総務部会	13:30～	総務部
		編集会議	13:30～	広報部
12	水	足利市市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00～16:00	足利支部
		外国人在留資格相談室 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～16:30	足利支部
		TIA 相談会	10:00～	総務部
		登録説明会（入会者向けの書類説明）	10:00～	総務部
17	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
18	火	定期総会・大会（於：護国会館）	13:00～	栃木会
24	月	三役会	13:30～	
26	水	登録説明会（入会者向けの書類説明）	10:00～	総務部
		行政書士基礎講座「はじめての会社法」	13:30～	業務研修部

平成２２年度
栃木県行政書士会定期総会
日本行政書士政治連盟栃木会定期大会

日　時　　平成２２年５月１８日（火）
　　午後１時～
場　所　　護国会館　１Ｆ　高砂殿
　　宇都宮市陽西町　１－３７
　　TEL　０２８－６２２－３１８０

栃木県交通安全対策協議会より

「高齢者交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について

期　　間：平成２２年５月１日～３１日

運動のテーマ：「４３万人交通安全誓いのキャンペーン」

- 道路を横断するときは、必ず停止し安全を確認します。
- 自転車に乗るときは、ルールを守り、ヘルメットをかぶります。
- 夜間外出するときは、明るい服装と反射材をつけます。
- 車に乗ったときは、全席全員シートベルトを着用します。
- 飲酒運転は絶対しません、させません。

推 進 事 項：(1) 高齢歩行者・自転車利用者の交通事故防止
(2) 高齢運転者に対する支援
(3) 高齢者に優しい３Ｓ (SEE, SLOW, STOP) 運動への参加

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題	備考
1448	H22. 3. 4	コンビニエンスストアで交付された証明書等の登録書類としての取扱いについて（お願い）	
1461	H22. 3. 9	コンプライアンス推進への取り組みに関するアンケート結果報告について	
1473	H22. 3. 9	税制改正による自動車重量税の一部変更について	
1475	H22. 3. 11	常任理事会議事録の送付について	
1476	H22. 3. 11	常任理事会の議事録について	
1484	H22. 3. 11	平成２１年度研修関係助成金等にかかる支給対応等について	
1524	H22. 3. 15	産業廃棄物収集運搬業に係る申請・届出窓口の変更について（お願い）	
1535	H22. 3. 17	自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」及び「一括利用」の新規利用希望会員の取りまとめについて（お願い）	
1542	H22. 3. 19	出張封印業務における自動車登録番号及び車台番号確認の徹底について	
	H22. 3. 19	平成２１年度　第１回支部長会・第４回幹事会議事録の送付について	
1546	H22. 3. 24	日本行政書士会連合会事務局の体制について	
1549	H22. 3. 24	中小企業応援センター事業に係る対応について	
1559	H22. 3. 24	各種裁判資料の提供のお願い	
1568	H22. 3. 26	運輸安全マネジメントの構築支援について	
事務連絡	H22. 3. 30	平成２２年度税制改正法案による自動車重量税の変更について	
1580	H22. 3. 30	外国人技能実習制度における初期講習の「法的保護に関する事項」に係る「外部専門講師」養成セミナーについて（連絡）	
1582	H22. 3. 30	「行政書士ができる知的資産業務一覧」の送付について	

財務経理部より

お 願 い

会費納入の新システムT-NET
手続きかんたん・あなたの利用口座から

＜こういう方にお勧めいたします＞是非ご利用ください。
①現在、振込み用紙で入金されている方
②いつも忘れて督励を受けている方
③現在も口座振替を利用されている方

T-NET 利用者 250 名突破しました。
（3月31日現在）

第２次締め切り迫る：5月１０日（月）まで
７月より引き落としOK

詳しくは事務局まで　TEL 028-635-1411

会費の納入について

４月は会費、政連会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。

なお、T-NET 申込用紙をご提出された方で、２月末日を過ぎた方（訂正による再提出を含む）は、今回T-NET経由の引落しになりませんことご了承下さい。次回からはT-NET経由になります。

引落し日
T-NET 申込の方　　4月27日（火）
T-NET 申込をしていない方　4月26日（月）

農業振興事務所の組織改編について　～栃木県農政部農政課より～

平成２２年４月か１日から栃木県農政部出先機関である農業振興事務所について、組織改編が行われますのでお知らせいたします。

県農業振興事務所の組織が平成22年4月から変わります。

改編の概要

○塩谷農業振興事務所と南那須農業振興事務所とを統合します。
・統合事務所の名称及び所在地　→　栃木県塩谷南那須農業振興事務所
矢板市鹿島町20-22（栃木県塩谷庁舎3階）
※　南那須農業振興事務所は、平成22年3月末で閉所となります。

○安足農業振興事務所の農地整備機能（足利市及び佐野市における県営農業農村整備事業の実施）を下都賀農業振興事務所へ移管します。

○農村振興部振興課の事務の所管を見直します。
・むらづくり、中山間地域対策等　→　企画振興室（新　企画振興部 振興チーム）へ
・団体営農業農村整備事業
・農地水環境保全向上対策
・地籍調査
→　農村振興部 計画課等（新　農村整備部 調査保全課等）へ
※安足農振は、企画振興室（新　企画振興部 振興課）へ

○上記の見直しに伴い、平成22年4月1日より以下の図のとおり組織を改編します。

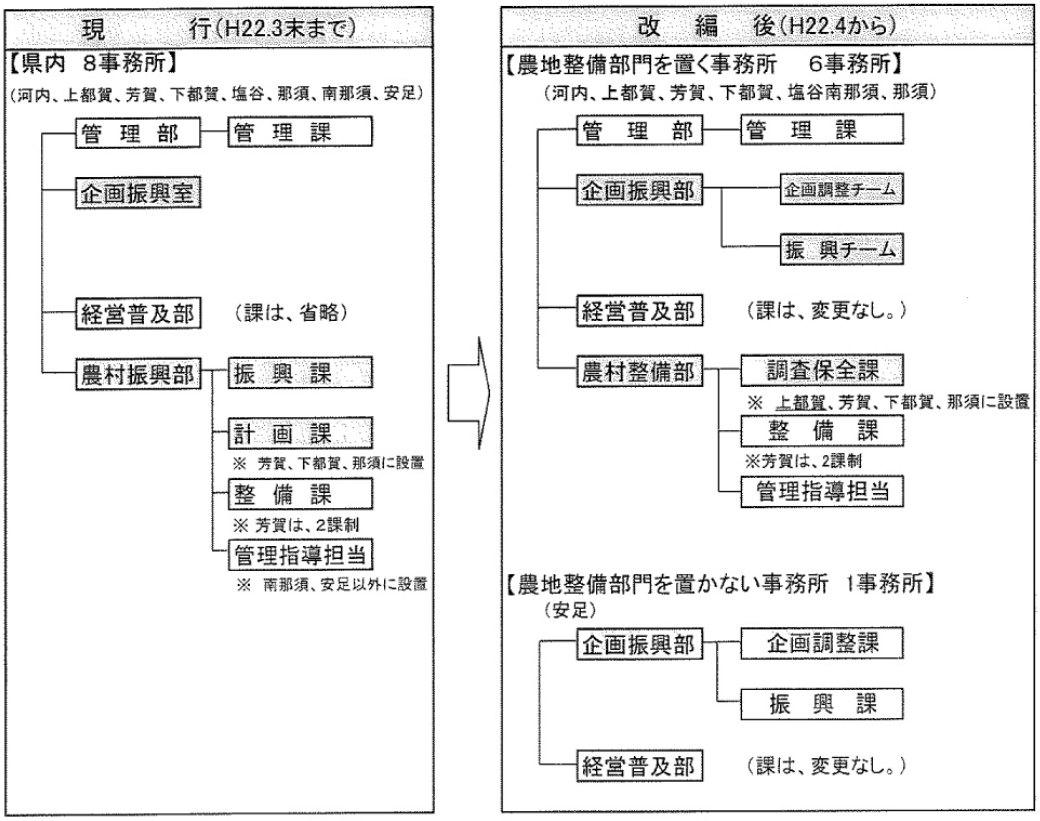

【問合せ先】
農政部農政課企画調整担当
TEL　028－623－2273

農業振興事務所の分掌事務所管の見直し概要

1 農地整備部門を置く農業振興事務所（河内、上都賀、芳賀、下都賀、塩谷南那須、那須）

現　行（H22.3末まで）

組織		主な分掌事務
企画振興室		○計画、調整 ・地域農業振興計画 ・市町村・農業団体との総合調整 ・補助事業の総合調整 ・米政策改革
		○その他の事業 ・食育、地産地消推進 ・食の安全安心、食品表示の適正化 ・農産物のマーケティング、卸売市場指導
農村振興部	振興課	○農業農村事業（非公共） ・むらづくり、都市農村交流 ・中山間地域対策（県営事業は除く。）
		○農業農村事業（団体営公共、維持管理等） ・地籍調査 ・団体営農業農村整備事業 ・農地水環境保全向上対策
	計画課 ※河内、塩谷、南那須は、整備課	○調査計画、維持管理 ・とちぎ水土里プランの推進管理 ・農業農村整備事業の調査計画 ・土地改良施設の維持管理事業 ・災害復旧事業 ・水利権及び水利調整 ・国営事業関係 ・地籍調査 ・農地水環境保全向上対策
	整備課	○県営事業工事執行 ・県営農業農村整備事業
	管理指導担当	○法手続、土地改良区指導等 ・土地改良法に基づく許認可 ・土地改良区の指導監督 ・換地、交換分合 ・土地改良施設の管理

改　編　後（H22.4から）

組織		主な分掌事務
企画振興部	企画調整チーム	○計画、調整 ・地域農業振興計画 ・市町村・農業団体との総合調整 ・補助事業の総合調整 ・戸別所得補償制度
	振興チーム	○農業農村事業（非公共）、その他の事業 ・食育、地産地消推進 ・食の安全安心、食品表示の適正化 ・農産物のマーケティング、卸売市場指導 ・むらづくり、都市農村交流 ・中山間地域対策（県営事業は除く。）
農村整備部	調査保全課 ※河内、塩谷南那須は、整備課	○農業農村事業（団体営公共）、調査計画及び維持管理 ・地籍調査 ・団体営農業農村整備事業 ・農地水環境保全向上対策 ・とちぎ水土里プランの推進管理 ・農業農村整備事業の調査計画 ・土地改良施設の維持管理事業 ・災害復旧事業 ・水利権及び水利調整 ・国営事業関係
	整備課	○県営事業工事執行 ・県営農業農村整備事業
	管理指導担当	○法手続、土地改良区指導等 ・土地改良法に基づく許認可 ・土地改良区の指導監督 ・換地、交換分合 ・土地改良施設の管理

2 農地整備部門を置かない農業振興事務所（安足）

現　行（H22.3末まで）

組織		主な分掌事務
管理部	管理課	○農地・庶務事務等 ・農地法等の許認可 ・農業振興地域の整備計画 ・工事入札、工事経理 ・農業制度金融関係事務 ・予算決算、給与、旅費、その他の庶務事務
企画振興室		○計画、調整 ・地域農業振興計画 ・市町村・農業団体との総合調整 ・補助事業の総合調整 ・米政策改革
		○その他の事業 ・食育、地産地消推進 ・食の安全安心、食品表示の適正化 ・農産物のマーケティング、卸売市場指導
農村振興部	振興課	○農業農村事業（非公共） ・むらづくり、都市農村交流 ・中山間地域対策（県営事業は除く。）
		○法手続、土地改良区指導等 ・土地改良法に基づく許認可 ・土地改良区の指導監督 ・換地、交換分合
	整備課	○農業農村事業（団体営公共） ・団体営農業農村整備事業
		○調査計画、維持管理 ・とちぎ水土里プランの推進管理 ・農地水環境保全向上対策 ・土地改良施設の維持管理事業 ・地籍調査 ・災害復旧事業
		・農業農村整備事業の調査計画 ・水利権及び水利調整 ・国営事業関係
		○県営事業工事執行 ・県営農業農村整備事業

改　編　後（H22.4から）

組織		主な分掌事務
企画振興部	企画調整課	○　農地、庶務事務等 ・農業振興地域の整備計画 ・農業制度金融関係事務 ・予算決算、給与、旅費、その他の庶務事務 ○計画、調整 ・地域農業振興計画 ・市町村・農業団体との総合調整 ・補助事業の総合調整 ・戸別所得補償制度
	振興課	○農業農村事業（非公共）、その他の事業 ・食育、地産地消推進 ・食の安全安心、食品表示の適正化 ・農産物のマーケティング、卸売市場指導 ・むらづくり、都市農村交流 ・中山間地域対策（県営事業は除く。） ○法手続、土地改良区指導、維持管理、農業農村事業（団体営公共）等 ・土地改良法に基づく許認可 ・土地改良区の指導監督 ・換地、交換分合の指導（団体営、誤謬訂正） ・団体営農業農村整備事業 ・とちぎ水土里プランの推進管理 ・地籍調査 ・農地水環境保全向上対策 ・土地改良施設の維持管理事業 ・災害復旧事業

下都賀農業振興事務所に移管

農地転用許可事務の取扱いについて
～栃木県農政部農政課より～

農地を転用するための許可手続きについては、法令上の適用条件の確認を精緻に行う等農地転用許可に係る法令の適正な適用に万全を期することが求められていることから、県における取扱の一部を下記のとおり改めることとしました。

なお、農地法に係る知事の権限を移譲している市の取扱については、各市農業委員会にお問い合わせ下さい。

１　農地法施行規則第２６条第４号及び第４８条第２項第１号関係（資金計画に基づいて事業を実施するために必要な視力及び信用があることを証する書面）

現在資金計画が５００万円以下の事業及び個人住宅を転用目的とする事業については、原則として上記の書類を添付不要として取り扱っているが、平成２２年６月１日以降に申請されるものについては、全ての申請書について上記の書類の添付を義務づける。

２　農地法第４条第２項第２号及び第５条第２項第２号関係（申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるとき）

事業計画書の記載事項「２　土地の選定理由」欄に当該申請地を選定するに至った経過について記載する（他の候補地を挙げた上で当該地を選定した理由を記載する。）こととしているが、特に申請地の農地区分が第二種農地である場合には、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるときは許可をすることができないこととなっており、この点について十分な審査を行う必要があることから、具体的に記載するよう申請者を指導する（記載が不十分と認められる場合は補正等を指示する。）ただし、転用目的が次の場合を除く。

- 土地収用法第２６条第１項の告示があった事業の用に供する場合
- 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に質する施設の用に供する場合
- 市街地に設置することが困難又は不適当な施設の用に供する場合
- 公共性が高いと認められる事業の用に供する場合
- 地域整備法に基づく開発行為その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合

３　農地法施行規則第３３条括弧書関係（第１種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるとき）

事業計画書の記載事項「２　土地の選定理由」欄に当該申請地を選定するに至った経過について記載する（他の候補地を挙げた上で当該地を選定した理由を記載する。）こととしているが、平成２２年６月１日以降に申請されるものについては、申請地の農畜区分が第１種農地又は甲種農地である場合には、これらの土地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限り許可することができることとなっており、この点について十分な審査を行う必要があることから、具体的に記載するよう申請者を指導する（記載が不十分と認められる場合は補正等を指示する。）。ただし、転用目的が次である場合に限る。

- 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るための設置される施設
- 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設
- 農業十従事者の良好な生活環境を確保するための施設
- 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域にいて居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

受理窓口における保険証提示の取扱いについてのお知らせ ～東京入国管理局～

本年４月１日以降、東京入国管理局（管下出張所を含む）において在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請される申請本人に対しては保険証の提示を求めることとなります。（(注）保険証を提示できないことで在留資格の変更又は在留期間の更新を不許可とすることはありません。)。

しかし、法定代理人、申請取次者等申請本人以外の方が申請書を提出する場合は保険証の提示は求めないこととします（保険証の写し等の提示も必要ありません。)。

申請本人から保険証の提示がなかった場合（未加入、不持参、(失念、提示の不知)、提示拒否等の理由を問わず、結果として保険証を提示されなかった方）には、厚生労働省作成のリーフレット「社会保険制度加入のご案内」を配布します。

なお、今回の受理窓口における取扱いは、平成２１年３月３１日付け閣議決定に基づき、社会保険への加入促進への協力として行っているものですので、よろしくお願いします。

平成 22 年度税制改正法案成立による自動車重量税の変更について ～日行連より～

平成２２年３月２４日に開かれた参議院本会議で、「地方税法等の一部を改正する法律案」を含む税制改正案が可決・成立しました。

国土交通省より関連資料の提供がございましたので、ご案内させていただきます。

○　国土交通省参考ＨＰ
　ＵＲＬ：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000011.html

道路位置指定申請手数料の新設について ～那須塩原市より～

那須塩原市では、平成２２年６月１日より道路位置指定申請に手数料を徴することとなりました。

道路位置指定申請は建築基準法第４２条第１項第５号の道路とすることで、建築物を建築する際の接道義務を満たすために必要となる申請です。主に、３，０００㎡未満の宅地の造成（宅地分譲）の際に申請されています。

道路位置指定申請には多数の書類を提出いただいているところですが、当然ながらその書類に対する審査、及び道路築造後の現地確認等に相当の時間を要しており、その現状を鑑み、このたびの運びとなりました。

申　請　区　分	金　　額
道路位置指定の新規申請	５０，０００円
道路位置指定の変更又は廃止申請	２５，０００円

問い合わせ：那須塩原市建設部建築指導課　電話０２８７（６２）７１６９

農業振興地域整備計画の見直しに伴なう農振除外編入受付の停止について　～真岡市より～

平成２２年度より、農振計画の見直しを行います。

真岡市においては、年３回（１月、５月、９月）除外受付をしていますが、見直し作業に支障が出るため、下記のとおり農振除外手続きの停止を予定しています。なお、平成２２年５月、９月の農振除外については通常どおり受付を行いますので、分家等建設のため農振除外が必要となる方は、早めに手続きをお願いします。

停止予定期間：平成２３年１月、５月、９月

問い合わせ：真岡市産業環境部農政課農政係　電話０２８５－８３－８１３７

運輸安全マネジメントの構築支援について　～日行連より～

平成１８年の自動車運送事業関係法（道路運送法及び貨物自動車運送事業法）の一部改正により、全ての自動車運送事業者に輸送の安全確保及び法令遵守義務を求める運輸安全マネジメントが実施されております。

貨物自動車運送事業許可申請等で中小規模事業者と密接な関係にある行政書士は運輸安全マネジメント構築支援に関わるニーズが高いと考え、第一業務部運輸交通部門では、国土交通省自動車交通局安全政策課、安全マネジメント評価機関である（独）自動車事故対策機構と意見交換及び情報収集を行ってきました。

その中で、改正法施行より４年が経過して、大手・準大手の事業者では運輸安全マネジメントが構築・導入されてきておりますが、全国で７万社近い中小規模のトラック事業者等には浸透が図られていない実態を把握できました。

中小規模事業者への運輸安全マネジメントの周知と構築支援については、行政書士に期待が寄せられている面もあります。

つきましては、下記の国交省の運輸安全マネジメントＨＰをご参考下さい。

○参考ＨＰ

・「国交省自動車総合安全情報」
　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/index.html

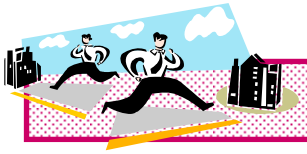

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、下野市の石橋署の近くにある小山支部の生田目安夫会員の事務所におじゃましました。刑事歴３１年というキャリアをもつ生田目会員。一見ワイルドでこわもてな感じですが、ユニークでいつも周りを明るくしてくれる生田目会員に、いろいろお話をお聞きしました。

氏　名　生田目　安夫（なまため　やすお）
事務所　下野市東前原９５－８
入会日　２００６年６月１日

入会の動機

困っている人を助けられるような福祉的な仕事、また相談やアドバイスを通して行政書士業務の仕事がしたいと思ったからです。入会後は、お世話になっている弁護士先生から『依頼されたものはなんでもやってみなさい』と言われているので、「俺はやる」という気持ちで現在頑張っています。

得意な業務

相続・内容証明・車庫証明など

趣　味

山菜を採りに行って食べること
新緑から６月にかけて、山菜を採りに山へ登り、７月から１０月くらいは、きのこを採りに福島まで行くこともあるとか。

将来の計画

農地転用業務を重点においた仕事をしたいです。これまで、幸いにも友達等を介した業務が多く、忙しく活動していますが、相談業務にも重点を置き、その中から仕事として依頼を受けたいと考えています。

行政書士になって苦労していること

業務範囲が広く、その都度苦労の連続です。親身になって教示してくれる先生がいることに大変感謝しています。

仕事で気をつけていること

まず第一に、失敗（ミス）は絶対にしないということ。また「何のために、誰のために仕事をしているのか」「なぜ依頼人は行政書士に依頼してきたのか」を考え、仕事に取り組むようにしているとのこと。

３１年という長い刑事時代に培われた、「ミスは許されない」という精神が、今もなお生田目会員の仕事を支えているようです。いつも笑いながら冗談を言っている生田目会員が、「依頼されたからには、絶対にミスはしない。１回ミスをしたら終わりなんだよ。だから私は、簡単な仕事ほど必ず何度もチェックをするんだ」と真剣な表情で語ってくれたのがとても印象的でした。

これからも丁寧な仕事で依頼に応え、ますますご活躍されることでしょう。
学ぶべきことがとても多く、お客様との信頼関係を築いていくことの大切さを改めて実感する訪問となりました。

（小山支局長　作道みゆき）

支局かわら版

ゴルフ熱ふたたび

日光支局

今から２０数年前、そうジャンボ尾崎や中島常幸、女子ですと岡本綾子や樋口久子選手などが活躍していたころ私もゴルフに熱中していました。当時バブル期とあいまって予約を取るのにも一苦労でした。「会員様ですか」とか「ご紹介がありますか」とかのやや冷たい対応の中、当然会員権を持たない私などは高いビジターフィーを払ってゴルフをしたものでした。

バブルが弾けゴルフの誘いも徐々に少なくなり、気づいてみるといつのまにかクラブも倉庫に置かれ、やがて忘れ去られました。

それから１０数年後。本当に久しぶりに誘われいくことになりました。むしろいやいやですね。スコアーは言うまでもありません。しかし、なまった体に適度な運動、ちょうど秋の紅葉の頃でしたので、その季節を目で見、肌で感じ・・・。久しぶりにいい一日を過ごしたと感じました。スコアーの悪さは道具のせいにすることにして、翌週さっそくゴルフショップに立っておりました。そこでまたカルチャーショック。現在主流のクラブってすごくいいですね。まずはデカイ。少々スポットをはずしてもよく飛ぶし、パターに及んでも非常に進化しているし・・。

さらに翌週、練習場でクラブを何時間も振り回したのち、リベンジとばかりコースで同じメンバーと歩いて（走って）おりました。すでに熱は上がってしまったようです。見回してみると私と同じ症状の人が多いのにも驚かされました。近年の女子ゴルファー人気、石川遼君の人気効果そして何よりもこの経済状況の中でも気軽に行ける安さでゴルフ人口も増えたようです。今では仲間を強引に誘う立場になり、これからのベストな季節を心待ちにしている自分がおりました。　ゴルフはおもしろい！！

（支局長　杉山　茂）

平成 21 年度行政書士試験実施結果報告会に出席して

平成２２年３月１９日（金）午後１時３０分より、東京・八重洲富士屋ホテルにおいて全国４７都道府県の試験場責任者並びに副責任者９５名が一堂に会し、「平成２１年度行政書士試験実施結果報告会」が行われました。

開会、そして（財）行政書士試験研究センター理事長 木寺久様・日本行政書士会連合会会長 北山孝次様の挨拶の後、各都道府県で５年以上責任者を務められた方への感謝状の贈呈が有り、続いて全国各地の事例発表が有りました。

とくに２１年度は新型インフルエンザの対応という過去に例を見ない年でも有った為、各都道府県でも非常にその対応に苦慮したとの報告が多数発表されました。

また、合格者に関する報告も有りましたが、本県並びに近県の数値等は本会報にて既に掲載しておりますので割愛します。

その後、本年度の結果を踏まえ来年度へ向けての要望等の意見の交換が行われ閉会となりました。

なお、本２２年度の試験に付きましては１１月１４日（日）宇都宮大学峰キャンパスにて実施される事が予定されておりますことを申し添えます。会員各位のご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、報告と致します。

（行政書士試験責任者　鈴木康夫）

支 局 情 報

【那　須】

無料相談会実施

那須支部では、３月７日に「ゆめプラザ那須」と「大田原市勤労者総合福祉センター」の２か所で、平成２１年度最後の無料相談会を実施致しました。

内容としては、相続関係（生前贈与を含む）についてで、合計７件の相談がありました。相続はどの家庭でも起こるものですので、無料相談会でのご相談件数はいつも多いですが、その内容は対策的な意味合いでのご相談から、実際の手続きについてまで幅広いものとなっています。

那須支部で平成２１年度に開催した無料相談会では、「贈与」や「任意後見」等のご相談でいらした方にも、事情によっては「遺言」や「相続」についてもお話しさせていただくこともありました。メディアの発達により、各手続きや法律用語について一般的にも知られるようになっており、相談者自身が「贈与の手続きをして欲しい」「任意後見の手続きをして欲しい」等、手続きを明確に希望（指定）されることも多くなりました。しかし、事情によっては、依頼者が最初に指定した手続きではなく、他の方法をとることで、その方が本当に望んでいる結果を得られることもあります。私達は、相談者が求めている結果や、期間や金額等諸条件や相談者がおかれている状況まで聞き取り、相談者にとってのベストな方法を提案していく必要があることを改めて感じました。

（支局長　冨田倫子）

KOMOREBI

木もれび

健　康　法

昨年春から仕事や子育てに時間をとられ、スポーツジムに通えなくなった。秋頃にはコレステロールや中性脂肪、血糖値その他もろもろ全て異常値になってしまった。

大病の疑いがあったため､年末に検査を受ける。検査結果に異常はなかったが家族には心配をかけさせてしまった。

そこで心を入れ替えて様々な健康法を試すことにした。

まず自力整体。自重を利用して自分で整体してみる。たしかに肩こりは治ったし、夜は熟睡できる。半身浴後に行うとさらに効く。

それから１日２食で菜食中心、玄米食もやってみた。玄米は白米に比べて香りが強いので人によって好みがある。水加減を多めにして炊けば充分やわらかく炊き上がる。この味に慣れてしまったので白米では物足りなくなってしまった。

食前キャベツ健康法。食前に生のキャベツをそのままで食べるというもの。食欲が抑えられて、なおかつ胃腸の調子がよくなる。生キャベツに自然な甘味があることをはじめて知った。だが、なぜか習慣化しない。キャベツの値段がこんなに上がったり下がったりすることもはじめて知った。

朝一のしょうが紅茶。体があたたまる。紅茶にあきるとココアにする。どちらもたいへんおいしい。ちなみに喉が乾かない限り水分はとらないようにした。水分のとりすぎは東洋医学では水毒といって体によくないらしい。自分は水分をとりすぎないほうが調子はいいようだ。

また、江戸時代の観相家である水野南北の｢少食開運法｣という説に興味を持った｡粗食でなおかつ少食であれば、どんなに悪い運勢、手相、人相の人でも開運できるらしい。そして、必要以上に食べることはトイレに食べ物を捨てているのと同じだという。暴飲はしないが暴食はたまにするのでちょっと反省している。継続するには強い意志が必要だ。

さらに、断食健康法というのもある。何年か前に３日間の断食を自己流でやったことがある。かなりつらかった。グルメ番組なんてとてもじゃないが見ていられなかったことを覚えている。読んだ本によれば１週間やれば視力も回復するという。本当だろうか。前後に減食や復食の期間をとらなければならないので現在やるかどうか迷っている。歴史上の偉人たちも断食によって悟りを開いている。煩悩だらけの自分だが、悟りも少しは開いてみたい。

（佐野支局長　江藤正巳）

『登録事前相談会』開催
～登録資格のある方向けの新たな取り組み～

３月２５日（木）に行政書士会館において、総務部主催の第１回事前登録相談会が行われた。

今回の会の開催理由は、登録を考えている方から、ある会員の元に開業に関する相談が寄せられたことがきっかけで計画が進められた。

１９名の参加があり、「開業準備」「宣伝の仕方」「先輩行政書士や他士業の先生とのお付き合いについて」「必要な知識」「依頼の多い業務」など幅広い質問があり、当初の予定時間より２０分もオーバーするほどの盛況であった。

会場では、多くの質問が寄せられた。その一部を紹介する。

Ｑどのような営業活動をしてきましたか？
Ｑ他士業への挨拶（名刺配り）は必要か？
Ｑ他士業との連携（ネットワーク）について。
Ｑ新聞広告、電話帳、ホームページの効果について。
Ｑ行政書士保険加入は必要か？
ＱＡ３版のプリンターは必要か？
Ｑ業務に関する書籍の必要性。
Ｑ六法全書の必要性。
Ｑ先輩行政書士とのお付き合い（歳暮・中元）について。
Ｑ個人事業主の届出について。
Ｑ事務所の会計ソフトでお勧めは？
Ｑ簿記の知識の必要性。
ＱＣＡＤでの図面作成の必要性。
Ｑ取扱いの多い業務について。
Ｑ行政書士業務を知らない一般人へのアピールの仕方。
Ｑ弁護士との差別化について。
Ｑ登録をした後、他の資格を目指すことについて。
Ｑ無料相談会について。
Ｑ個人でやった方が良いか法人でやった方が良いか。

参考までに、開催後参加者の一人からメールが届いたので掲載します。

『先日の説明会で行政書士として仕事をしていくことについての難しさと自分の考えの甘さを知りました。相談会でのお話にあった人とひととのつながりの大切さの意味を真摯に受け止めて改めて前向きに色々と考えていこうと思っております。この度は本当にありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願い致します。』

相談会を担当した田沼芳友理事と共に、相談会を毎年開催し、新入会員となる方々へ協力をしていくことはこれからの行政書士会の更なる発展の一助にもなるし、この相談会が次世代の行政書士会につながる橋渡しになればと考えている。

（総務部副部長　岸　清美）

事務局よりお知らせ

補助者の更新手続き・変更手続きはお済ですか？

【補助者の更新手続き】
補助者証の有効期限は、発行日から５年間です。
有効期限が切れる前に更新手続きをお願いします。

《手続きに必要なもの》
・補助者（更新・再交付）届
・写真２枚（縦３㎝×横２.５㎝）
・手数料　￥1,000

※「補助者（更新・再交付）届」「補助者（変更）届」は
会員専用ホームページよりダウンロードできます

【補助者の変更手続き】
補助者証に記載されている内容に変更があった場合、変更手続きが必要です。
・会員の事務所所在地の変更
（市町村合併等を含む）
・補助者の住所、氏名の変更

《手続きに必要なもの》
・補助者（変更）届
・写真２枚（縦３㎝×横２.５㎝）
・手数料　￥1,000（市町村合併は無料）
・住民票の写し（補助者の住所変更の場合のみ）
・戸籍抄本（補助者の氏名変更の場合のみ）

各研究会の活動報告について

成年後見研究会

県内の家庭裁判所（宇都宮、大田原、栃木、足利、真岡）管轄ごとに研究会を設立しました。会員数は宇都宮２１名　大田原７名　栃木１０名　足利１４名　真岡５名です。成年後見の研修を受講し考査に合格した会員の名簿を家庭裁判所に提出しました。管轄内の包括支援センターや金融機関の担当を決め、毎月「行政とちぎ」を持参し行政書士と成年後見制度のＰＲをしています。

２月２２日の講演会のアンケート結果から、「遺言のすすめ」の内容に来場者が非常に高い関心があることがわかりました。今後の活動の予定は制度推進部のご協力を頂き、県内５ケ所で「遺言、相続、成年後見」の公開講座を開催します。

会員を募集しています。研修会を受講していない方でも結構です。成年後見の勉強をし、制度の普及に貢献しませんか。

（成年後見研究会会長　手塚理恵）

ＡＤＲ研究会

会員の皆さん、こんにちは。ＡＤＲ研究会では、来年の認証に向けて本格的に申請準備にはいります。それとともに、研修プログラムを再開いたします。詳細については募集要項でご確認ください。

現在、ＡＤＲ研究会では①参入分野の検討②研修プログラムの構築③申請書類の準備④規約の整備等をすでにはじめております。問題がある部分については、４月末日の研究会総会で最終決定する予定です。

また、北関東ＡＤＲ協議会では、６月初旬に協議会として正式に発足させるため、設立総会を予定しております。ＡＤＲ事業に少しでも興味のある方は是非ご参加いただけたらと思います。

それから、会員の先生方にお願いですが、「手続実施者」に興味のある方は是非ご参加ください。会員数は１６名（宇都宮６、小山５、那須３、芳賀１、足利１）で、まだまだ人数が足りません。宜しくお願いいたします。

（ＡＤＲ研究会会長　松岡英彦）

著作権研究会

著作権研究会は、行政書士が行う著作権業務の調査・研究を行い、著作権業務を広く一般に周知することを目的として、平成２１年８月２６日に発足しました。

その際に、会長に宇都宮支部の小林幸雄、副会長に宇都宮支部の田代昌宏、会計に那須支部の一戸養子、監事に小山支部の青木裕一がそれぞれ選出されました。

現在、会員数は、１４名（宇都宮支部９名、足利支部１名、小山支部２名、那須支部１名、芳賀支部１名）で構成されています。

現在の活動内容としましては、まず、全会員に著作権相談員の資格を取得してもらうことを目指しています。

その後、日本行政書士会連合会が開催する著作権に関する研修会に協力し、受講生を派遣しています。

今後の主な活動予定としましては、行政書士による著作権業務を広く一般に周知させるため、著作権研究会のＨＰを立ち上げることを目標にしています。

ＨＰには、著作権に関する法令、情報等を掲載します。また、当研究会の会員で著作権相談員の資格を有する会員の名簿を掲載し広報活動にも努めていく予定です。

著作権研究会内部でも、研修会等を開催し会員間で情報を共有し、会員それぞれのスキルを上げていきたいと考えています。

著作権研究会には活動予算がほとんどありません。そのため、あまり目立った活動をすることが難しい状況ですが、著作権研究会の会員の皆様と一緒に著作権研究会を今後も継続していきたいと思いますので、栃木県行政書士会会員の皆様のご理解、ご協力を今後もよろしくお願いします。

（著作権研究会会長　小林幸雄）

※成年後見研究会とＡＤＲ研究会は現在会員を募集しております。入会を希望される会員の方は次頁の申込書にてお申込みください。

入会申込書

入会を希望する研究会（複数可）に〇を付け、ＦＡＸにてお申込みください。
（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

※いずれの研究会も入会金￥1,000 をお支払いいただきます。
※申込締め切り日：平成 22 年 5 月 14 日(金)

	成年後見研究会
	ＡＤＲ研究会

支部名		氏　名	

研修詳細

行政書士基礎講座　第２回　　業務研修部主催

○ 研修日時
平成 22 年 5 月 26 日（水）13：30～

○ 研修項目および講師
「はじめての会社法」（行政書士　横山　真）

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修No.	研修名	受講料	申込〆切	申込	テキスト申込	昼食
2	行政書士基礎講座　第２回 **「はじめての会社法」**	無料	5/21		—	—

支部名		氏　名	

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 22 年 3 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	小　山 軽部　武	H22.3.1	323-0811	小山市犬塚 3 - 25 - 21	0285-24-1878	
	小　山 髙橋邦好	H22.3.1	329-0502	下野市下古山 183 - 46	0285-52-0824	
	宇都宮 大鹿幸雄	H22.3.15	320-0855	宇都宮市上欠町 1231-105	028-648-0661	
	宇都宮 大山　信	H22.3.15	320-0811	宇都宮市大通り 2-3-7 泉ビル 3 階	028-651-3400	
	小　山 望月　大	H22.3.15	323-0829	小山市東城南 1-1-3 シャトレーエビヌマ 104	050-3516-4152	
	宇都宮 上野　勉	H22.3.15	321-3224	宇都宮市刈沼町 303	028-667-7652	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
宇 都 宮	上野孝三	H22.3.31	廃　業				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
栃　木	若林俊博	事務所	下都賀郡都賀町大字平川 126-5
宇都宮	高坂　肇	事務所	宇都宮市住吉町 19-14
		ＴＥＬ	028-636-6622
宇都宮	枝野　勉	事務所	宇都宮市住吉町 19-14
宇都宮	大野聿夫	事務所	宇都宮市住吉町 19-14

編集後記

行政とちぎの編集に携わらせていただき、毎月の編集作業を通して、様々なことを勉強させていただいています。前回の高木美保さんを迎えて講演会では、自分は責任あるポストには就いてはいませんが、下準備や予算について、少しでも携わることができ、本当にいい経験になりました。

本号は、行政とちぎ４００号という、大変貴重な号の編集に携わることができました。支局長さん方には、いつも大変苦労するであろう？予定の担当記事の他に、今回の４００号記念の原稿を寄稿していただき、感謝感激です。

支局長さんをはじめ、行政とちぎに寄稿してくださる方々の記事は、ユーモアが溢れる文章で楽しませていただいています。　（齋藤）

行政とちぎ４月号 №.４００

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

表紙写真：広報部　関 比佐江

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2010.4
平成22年4月15日発行　第400号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

暮らしの困りごと
行政書士に聞いてみよう!

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん